

平成 29 年度第 2 回国立大学法人山梨大学医学部附属病院監査委員会報告書

国立大学法人山梨大学医学部附属病院監査委員会細則第 3 条第 2 項に基づき、監査を実施いたしましたので、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法

国立大学法人山梨大学医学部附属病院監査委員会は、医療安全管理責任者、医療安全管理部門、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者、高難度新規医療技術部門等の業務状況について、以下のとおり病院長及び各管理責任者等から説明聴取と資料により監査を実施した。

監査日時： 平成 30 年 2 月 13 日(火) 18 時 00～19 時 00

実施場所： 山梨大学医学部管理棟 2 階小会議室

出席者： 藤原委員長、甲光副委員長、保坂委員

説明者： 武田病院長、榎本医療の質・安全管理部長、井上医療の質・安全管理副部長、松川医療機器安全管理責任者、鈴木医薬品安全管理責任者、市川高難度新規医療技術部門長、村松 GRM、山田事務部長、武居監査課グループリーダー、小林総務課長、望月医事課長

2. 監査項目：

- (1) 医療に係る安全管理体制について
- (2) インシデント発生状況について
- (3) 入院患者死亡事例・死産事例について
- (4) 検査結果のチェック体制について
- (5) 厚生労働省・山梨県による立入検査の結果について
- (6) その他

3. 監査の結果

- (1) 医療に係る安全管理体制について

- ① 前回の監査時に準備中であった特定機能病院承認要件項目の確認

- ・ 特定機能病院間相互のピアレビュー実施結果について

国立大学附属病院間の医療安全・質向上のための相互チェック及び特定機能病院間相互のピアレビューについて、11 月 7 日に他大学を訪問し、相互チェック及びピアレビューを実施したこと及び、11 月 21 日に他大学からの訪問による相互チェック及びピアレビューを受けた結果、検討項目はあったものの概ね良好であったことが確認できた。

- ・ 職員研修の必須項目の追加及び効果測定の実施状況について

職員研修に関する追加必須項目への対応として、特定機能病院の承認要件項目等を職員研修で周知したこと及び、研修会では小テストを導入し効果測定と

して実施していることが確認できた。また、将来的には e-Learning の導入も検討しているとのことであった。

② 高難度新規医療技術、未承認新規医薬品、未承認新規医療機器を用いた医療提供について

- ・ 申請から承認、事後検証までの流れについて
部門への申請・審査から医療行為の倫理申請・審査及び、実施の可否決定、適用症例の報告までの流れについて確認ができた。
- ・ 今年度の申請実績について
各部門への申請実績について確認することができた。併せて、職員への周知方法についても確認することができた。

(2) インシデントの発生状況について

平成 29 年度 12 月までのインシデント発生状況につて、インシデントレポート月別報告により確認ができた。

(3) 入院患者死亡事例・死産事例について

平成 29 年度 1 月までの入院患者死亡事例・死産事例について、予期せぬ死亡事例は無かったことが確認できた。併せて、院内でのチェック・報告体制について、確認することができた。

(4) 検査結果のチェック体制について

附属病院検査部、病理部、放射線部それぞれで行っている検査結果のチェック体制について確認することができた。このうち、病理診断の結果確認について、システムでは依頼医と担当医がそれぞれ確認しチェックボタンをクリックすることとなっており、依頼医と担当医が同一の場合には、チェックボタンを 2 度クリックするよう通知されているが、結果確認の観点から出来れば 2 名の医師による確認とするよう、検討願いたい。

(5) 厚生労働省・山梨県による立入検査の結果について

平成 29 年 10 月 19 日に行われた、厚生労働省及び山梨県による立入検査の結果について、指摘事項は無かったことが確認できた。なお、厚生労働省、山梨県から挙げられた留意事項、要望事項のうち、一部未対応の項目については、引き続き検討願いたい。

(6) その他

平成 30 年度第 1 回山梨大学医学部附属病院監査委員会を、6 月 11 日(月) 18 時から開催することとした。

4. まとめ

国立大学法人山梨大学医学部附属病院の医療に係る安全管理体制のうち、前回の監査では準備中であった特定機能病院承認要件の項目と、業務状況等について、病院長及び各管理責任者等からの説明と資料により確認いたしました。準備中であった特定機能病院承認要件の項目については、既に実施済みであることが確認できました。


また、他の監査項目につきましても、口頭説明と添付資料により確認することができました。


なお、システムによる病理診断の結果確認につきまして、依頼医と担当医が同一の場合の確認方法をご検討願います。

引き続き、県内唯一の特定機能病院として、地域の中核的医療及び高度な医療を担い、医療サービスの提供と医療安全に努めていただくようお願いいたします。

平成 30 年 3 月 22 日

国立大学法人山梨大学医学部附属病院監査委員会

委員長 (自署) 藤原 三 郎 

副委員長 (自署) 甲 光 俊 一 

委 員 (自署) 保 坂 武 